

平成27年度 事業報告書

平成27年4月 1日から

平成28年3月31日まで

学校法人 善き牧者聖母学院

1. 法人の概要

名称 学校法人 善き牧者聖母学院（昭和61年3月31日法人設立）
代表者 理事長 津田 玲子
住所 大阪府豊中市春日町3丁目8番15号
電話 06-6857-8151
FAX 06-6857-8151

設置する学校

住所 大阪府豊中市春日町3丁目8番15号
名称 春日荘聖マリア幼稚園

役員

理事 6名 監事 2名
評議員 13名
理事会 3回開催 評議員会 3回開催
教職員 14名

2. 事業の概要

（春日荘聖マリア幼稚園）

《教育方針》

キリスト教的愛の精神に基づき、心のきずなと優しい思いやりをはぐくみ、大切な体と自立の精神を養い、豊かな知性を育成する。

《教育内容》

モンテッソーリの教育理論を取り入れた保育内容、3・4・5歳児による縦割り学級を編成し、各クラスは二名の教員が担当する。子どもの自由な活動を大切にしつつ、集団での保育も行い、自立と自主の心を育てる。

	3歳児		4歳児		5歳児		クラス	園児数計
	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数		
定員	0	50	0	55	0	60	6	165
26年度	0	46	0	44	0	50	4	140
27年度	0	43	0	50	0	42	4	135
28年度	0	38	0	48	0	50	4	136

※ 28年度は3/31現在

《保育時間》

月～金曜日 午前9時～午後2時

《納付金》

保育料 年額300,000円（12分割均等納付）
給食費 週2回 1食380円（1ヶ月申込数分）
通園バス費 月額3,500円
冷暖房費 3,500円（7月）
教材費 3,600円（年間）

《入園時の費用》

入園料 70,000円
検定料 2,500円

《預り保育の時間及び費用》

月～金曜日 午前8時から午後7時まで（保育時間を除く）

午前8時～午前9時 200円

午後2時～午後5時 600円

午後5時～午後6時 200円

午後6時～午後7時 200円

《行事予定》

マリア祭、星まつり、スポーツデイ、遠足、七五三のお祝い、バザー、
クリスマスの祈りの集い、「成長のあしあと」発表会・作品展、お別れ遠足、

《施設関係》

園地面積 2,655㎡ 運動場面積 1,156㎡

善き牧者修道会より園舎を購入した。未就園児（ひよこ）窓・ドアサッシ、
放送設備の修繕、ホール壁塗装、園舎内床塗装、ホール横通路の改修を実施。

《設備関係》

機器備品の取得を見送った。

《事業報告》

平成27年度の事業は、前年度より園児が5名減少したものの、保護者の協力を得て役職員の真摯な努力により、着実に運営することができた。

平成27年度4月より子ども子育て支援新制度がスタートしたが、新制度移行が進み、大阪府発表によると平成28年度は304園が私学助成となる。

当園は、幼稚園の本来目的の幼児教育へのこだわりから、私学助成を継続している。

さて、新制度への移行について、認定こども園の2・3号子どもの受け入れは、豊中市等が差配するので、「幼児人口が減少するので新制度移行」という、安易な対応ではなく、1号子どもを確実に確保しながら、2号・3号子どもへと結びつけていく姿勢を持たなければならない。故に、認定こども園移行は慎重に判断する。1号子どもの施設型給付を受ける幼稚園として移行するにあたっては、公定価格だけに依存するのではなく、上乘せ徴収・実費徴収を確実に徴収できるよう十分検討し、保護者に説明する必要がある。

当園としては、新制度への移行はせず私学助成を継続していきたい。

一方、幼稚園業界では、幼稚園事業継続のために、園児は確保できているが、教諭が確保できないという、大変厳しい状況になっている。安定した教員組織にするには、新採を定期的に充実することで必要である。例えば、募集時期の前倒し、教育実習の積極的な受け入れ等可能な限りの手を尽くすのは勿論であるが、教員育成プランを策定し確実に幼稚園教諭を教育する。給与の額等で保育士だけにスポットを当てるのではなく、国を挙げて、幼稚園教諭の楽しさ、やりがい等仕事への夢を掻き立てるような取組みが今も将来にも必要な時になっている。

新制度移行しない場合であっても、2歳児への積極的なアプローチが重要であるので、未就園児教育の研究、実践を確実に進めたい。事情によっては、人材確保ができるようであれば、小規模保育事業の実施を研究する。

自己評価については、確実に実施し公表している。更に、その自己評価の内容

を、学校評価委員会で検討し内容を別紙のとおりまとめた。内容を精査・検討し新年度の評価項目を策定することとした。

財務面では、消費収支計算書を見ると、帰属収入合計が前年比1.71%の減収となった。消費支出の部合計は、前年比0.71%低下した。帰属収支差額は、プラス4,715千円となり前年度(5,733千円)と同様、安定した経営状況を継続することができた。

収入面では、園児数が減少し、納付金、補助金、事業収入等が減額となった。

支出面では、人件費は、前年比3.33%上昇した。経費は、圧縮につとめほぼ前年度並みとなり、人件費の上昇を抑制することができ、消費支出の部合計で前年比0.71%低下した。経営状況の目安である帰属収支差額比率は、前年度同様プラス4.91%と安定した経営状況になった。

また、人件費比率は、62.41%となり、全国平均(大阪府平均)を超えているが、幼稚園事業継続の根幹にかかわることなので、問題ない。

次年度繰越支払資金は、前年度繰越支払資金を上回っている。第4号基本金の額(7,000千円)を相当上回る額の支払資金を保持できているので、資金繰りは問題ない。

新年度、園児数は前年度より1名増加するので、安定した経営状況を維持することができる。

また、当年度の卒園児は50名であるので、同数の園児確保を目指す。

【基本金】 学校法人会計基準に内容、種類が以下の通り規定されている。

第29条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

第30条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

- 一 学校法人が設立当初に取得した固定資産(法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産)で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校(専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。)の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額
- 二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額
- 三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
- 四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

前年度の消費支出の人件費(退職金を除く)、教育研究経費及び管理経費(それぞれ減価償却額を除く)、借入金等利息の合計を12で除した額で100万円単位。

3. 財務状況
別紙参照。